

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回筑波学院大学を別法人に設置者の変更をすることになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条中、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため。
2. 第6条第1項中、第1号理事を「12名以上15名以内」から「10名以上13名以内」に変更する。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため、筑波学院大学選出の理事を減員する。
3. 第7条第1項中、第1号から「筑波学院大学の学長及び」を削る。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため。
4. 第7条第1項中、第3号理事を「4名」から「3名」に変更する。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため、筑波学院大学選出の理事を減員する。
5. 第17条第2項中、評議員定数を「25名以上31名以内」から「21名以上27名以内」に変更する。
(事由) 第21条第1項第1号及び第2号の規程を変更することに伴い、評議員定数「25名以上31名以内」を改め、「21名以上27名以内」とする。
6. 第21条第1項第1号中、「第7条第1項第1号の理事並びに理事長及び役付理事4名以上5名以内」から「第7条第1項第1号の理事並びに理事長及び役付理事3名以上4名以内」に変更する。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため、筑波学院大学選出の評議員を減員する。
7. 第21条第1項第2号中、「この法人の職員（学長、校長を除く。）のうちから、互選によって選出され、理事会において選任された者11名」から「この法人の職員（学長、校長を除く。）のうちから、互選によって選出され、理事

会において選任された者 8 名」に変更する。
(事由) 筑波学院大学を別法人に設置者の変更をするため、筑波学院大学選出の
評議員を減員する。

8. 附則として次の附則を加える。

附 則

平成 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 3 1 年 4 月 1 日
から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 東京家政学院大学 大学院 人間生活学研究科 現代生活学部 現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科、食物学科 人間栄養学部 人間栄養学科 (削除)</p> <p><u>(2) 東京家政学院高等学校</u> (全日制の課程) 普通科</p> <p><u>(3) 東京家政学院中学校</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>10名以上13名以内</u> (2) 監事 2名</p> <p>2～5 略</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 東京家政学院大学の学長及び東京家政学院高等学校の校長(東京家政学院中学校の校長を兼ねる。) (2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5名以上8名以内 (3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 <u>3名</u></p> <p>2 略</p> <p>(評議員会)</p> <p>第17条 この法人に評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>21名以上27名以内</u>の評議員をもって組織する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 東京家政学院大学 大学院 人間生活学研究科 現代生活学部 現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科、食物学科 人間栄養学部 人間栄養学科</p> <p><u>(2) 筑波学院大学</u> <u>経営情報学部 ビジネスデザイン学科</u></p> <p><u>(3) 東京家政学院高等学校</u> (全日制の課程) 普通科</p> <p><u>(4) 東京家政学院中学校</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>12名以上15名以内</u> (2) 監事 2名</p> <p>2～5 略</p> <p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 東京家政学院大学の学長、<u>筑波学院大学の学長</u>及び東京家政学院高等学校の校長(東京家政学院中学校の校長を兼ねる。) (2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5名以上8名以内 (3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 <u>4名</u></p> <p>2 略</p> <p>(評議員会)</p> <p>第17条 この法人に評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、<u>25名以上31名以内</u>の評議員をもって組織する。</p>

3～11 略

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第7条第1項第1号の理事並びに理事長及び
役付理事 3名以上4名以内
- (2) この法人の職員(学長、校長を除く。)のう
ちから、互選によって選出され、理事会にお
いて選任された者 8名
- (3) ～ (4) 略

2 略

附 則

平成 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄
附行為は、平成31年4月1日から施行する。

3～11 略

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第7条第1項第1号の理事並びに理事長及び
役付理事 4名以上5名以内
- (2) この法人の職員(学長、校長を除く。)のう
ちから、互選によって選出され、理事会にお
いて選任された者 11名
- (3) ～ (4) 略

2 略